

き上げを課すものとなつてい
る。

要支援1・2の訪問介護、
通所介護が介護保険の保険給
付から外され、高齢者の中
には将来的なサービスの低下、
利用者の負担増に不安を抱く
人もいる。

こうした中で、第1号被保
険者の所得金額の多少に関わ
らない一律の保険率引き上
げは、低所得高齢者の生活を
脅かすものと考ええる。

以上のことから、本議案に
反対する。

議案第22号 賛成討論

全国的に、高齢者人口、要
介護・要支援認定者数が増加
傾向にあり、介護保険料基準
額も上昇しつつある。

そのような中、今回の見直
しにおいて、介護給付費準備
基金を取り崩し、介護保険料
の負担分に充てることにより、
第1号被保険者保険料の上昇
を抑えているとともに、所得
に応じた保険料負担となつて
いる。

以上のことから、本議案に
賛成する。

(議案第23号)

**日高市指定介護予防支援等
の事業に関する基準等を定**

**める条例の一部を改正する
条例**

介護保険法の改正により、
これまで県の権限であった居
宅介護支援事業所の指定等の
権限が、市へ移譲されること
に伴い、指定居宅介護支援等
の事業に関する基準について、
厚生労働省令に定められた基
準を参酌して定めたいという
ものです。

(全員賛成で原案可決)

(議案第24号)

**日高市国民健康保険条例の
一部を改正する条例**

国民健康保険法の改正に伴
い、字句の整理等所要の改正
をしたいというものです。

(賛成多数で原案可決)

**討
論**

議案第24号 反対討論

本議案は国民健康保険法の
改正に伴い、字句の整理等所
要の改正をするためのものと
提案説明がなされている。

しかし、この字句の整理等
は国保税の引き上げを伴う国
保の都道府県化のためのもの
であり、結果として市民の負
担を増すものになっている。

以上のことから、本議案に

反対する。

議案第24号 賛成討論

本議案は、これまで市が運
営を担ってきた国民健康保険
の財政運営が県に移行するこ
とに伴う字句等の整理であつ
て、この改正によって市民の
負担が増すことにはならない。
国保の制度改正は問題点も
あるが、市の財政負担、事務
負担の軽減を期待する。

以上のことから、本議案に
賛成する。

(議案第25号)

**日高市国民健康保険税条例
の一部を改正する条例**

持続可能な医療保険制度を
構築するための国民健康保険
法等の一部を改正する法律に
よる平成30年度の国民健康保
険制度改革に伴い、事業運営
の安定化を目指し、国民健康
保険税の賦課方式、課税限度
額、所得割額税率等の改定を
するとともに、所要の改正を
したいというものです。

(賛成多数で原案可決)

**討
論**

議案第25号 反対討論

本議案は、平成30年度の国

民健康保険制度改革に伴つて、
賦課方式などの改定をするも
のだが、平成29年度第3回国
民健康保険運営協議会では、
多くの世帯で、1万円程度ま
での負担増になるものと見込
んでいるとの説明がなされた。

現在の国保に加入する世帯の
4割が年金生活者などの無職
者、3割が非正規労働者など
の被用者であり、加入世帯の
平均所得は139万円に落ち込ん
でいる。結果、国民健康保険
税が払えない世帯が日高市で
も存在する。

また、国保税を納めている
人の中でも生活苦で病院には
よほどの病気になるやと行
けないという声も寄せられた。
低所得者が加入する医療保険
なのに保険税が高いという問
題を解決するためには、国庫
負担の抜本的増額などの改革
が必要である。

本条例案は、国の国民健康
保険制度改革に伴うものだが、
加入者への負担増を受け入れ
るわけにはいかない。

以上のことから、本議案に
反対する。

議案第25号 賛成討論

このたびの、条例改正につ
いては、平成30年度からの国
民健康保険制度の広域化に伴

い、財政基盤を強化すること
や埼玉県国民健康保険運営方
針に基づいて行うものである。

一般会計からの、法定外繰
入金を極力、抑えるとともに、
税負担の公平性や制度の安定
的な運営を確保するためにも、
改正は適切であると判断する。

以上のことから、本議案に
賛成する。

**日高市都市公園条例の一部
を改正する条例**

都市公園法施行令の改正に
伴い、都市公園に設ける運動
施設の当該都市公園の敷地面
積に対する割合については、
政令に定められた基準を参酌
し、条例で定めることとなつ
たため、この基準を定めたい
というものです。

(全員賛成で原案可決)

(議案第27号)

**日高市営住宅条例の一部を
改正する条例**

市営住宅の家賃は、入居者
による収入の申告に基づき決
定しているが、公営住宅法の
改正に伴い、認知症等の事由
により収入の申告をすることが
困難な入居者に対しては、家
賃の決定をすることができ

る。